

各〔都道府県知事
指定都市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 317 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布され、令和 6 年 7 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いする。

なお、本改正に伴う特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「規則」という。）の改正については、追ってお示しする。

記

第一 改正の趣旨

「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務等を廃止するための規定の整備を行うものである。

なお、当該手当を受給していることの証明を必要とする者に対しては、引き続き当該者の申請に基づき、証書に代替するものを交付する措置を規則において講ずる予定である。

第二 改正政令の内容

市町村長が行うものとされている特別児童扶養手当に関する証書の交付に関する事務及び同一都道府県の区域内における住所又は支払方法の変更に係る特別児童扶養手当に関する証書の記載事項の訂正に関する事務を削除し、証書の交付に関する事務等の廃止を行うこと。

第三 施行期日等

令和 6 年 7 月 1 日から施行すること。